

危険物新聞

第 289 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

発行人 川 井 清 治 郎

大阪市西区西長堀北通1丁目

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717. 5910

定価 1部 50円



〈試験は3月24日(金)、近大で、甲種と乙種4類〉

YAMATO 業界のトップメーカー/最高の品質をお届けします

消火器・消火装置・警報装置・避難設備

信頼のヤマト

A P C 中央管制システム	スプリンクラー設備	連結給水設備	クランク消火設備	二酸化炭素消火設備	漏電火災警報器	排煙送風設備	防炎剤
各種消火器	水噴霧消火設備	連結給水管	プロフォーム消火設備	ハロゲン化物消火設備	非常放送設備	粒防炎 滅音機	吸油剤
消火栓設備	ドレンチャー設備	粉末消火設備	ライトウォーター消火設備	自動火災警報設備	誘導灯 誘導標識	避難梯子	流出油処理剤

■ 防災のシステムメーカー **ヤマト消火器株式会社** 大阪市東成区深江北1-7-11 〒537 TEL.06.976.0701代



昭和52年度消防白書

■ その1

自治省消防庁は12月上旬、昭和52年度の消防白書を発表した。

同白書は、(1)自治体消防30年のあゆみ、(2)最近の災害の動向、(3)当面の諸問題、(4)火災の実態、(5)消防行政の現況と施策等についてのべている。

この中から火災の実態を引用し参考に供したい。

1. 火災の概要

全出火件数は、62,304件で、前年比べて92件(0.1%)増加し、戦後第5番目の件数である。

火災種類別にみると、建物火災、林野火災、車両火災、航空機火災が増加し、船舶火災、その他の火災は減少している。なお昭和52年度上半期の出火件数は、前年同期に比べ2.5%の増加となっている。

出火率を都道府県別にみると、沖縄県が9.8(前年8.9)で最も高く、次いで愛知県7.6(前年7.9)、三重県7.1(前年6.1)等である。また、市町村の規模別の出火率は、大都市(札幌市、特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市及び福岡市をいう。以下同じ。)の平均が5.6(前年5.6)、その他の都市の平均5.7(前年5.9)、町村の平均5.2(前年5.0)であり、町村が増加し都市との差が一層小さくなっていることが注目される。

また、月別出火件数では1月が最も多く、季節別では冬季(1月、2月、12月)が35.1

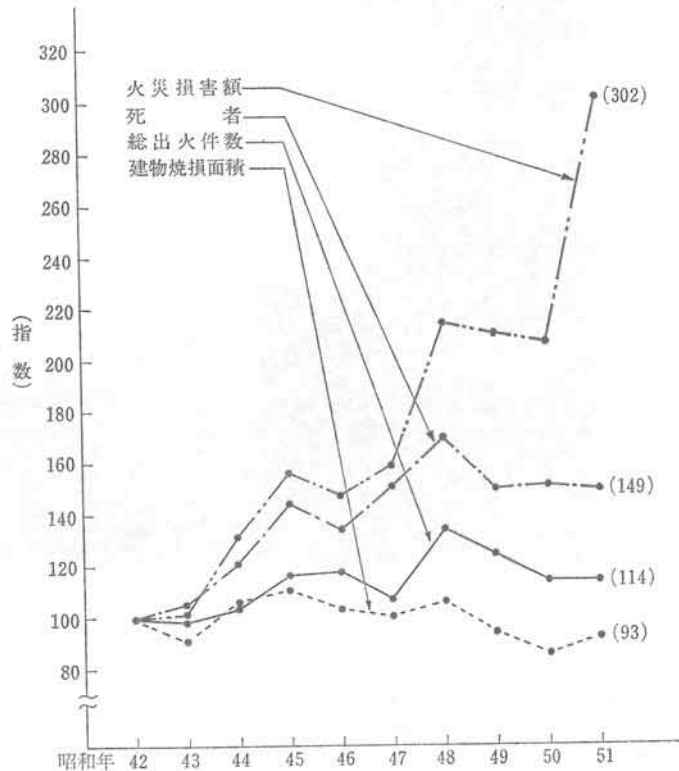
%、次いで春季(3月~5月)30.5%、秋季(9月~11月)17.8%、夏季(6月~8月)16.6%の順となっている。

なお、昭和50年(1975年)における出火率について主要諸外国と比較してみると、わが国は5.6と非常に低く、最も高いアメリカの145.6に比べると26分の1となっている。このことは、諸外国の火災の定義、火災報告が出される程度の違い等にもよるものと思われる。

昭和51年中の火災による死者の総数は1,648人で、前年

第1図 火災の傾向

(昭和42年=100)



あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
 泡・ガス・エアホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
 齊田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル(株)
 ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三和商会
 TEL 06 (443) 2456

(1,674人戦後第2位)に比べて26人減少している。また、総人口における10万人当たりでは1.46人と前年(1.50人)を若干下回っているものの、戦後第4位の記録となっている。なお、放火自殺者(無理心中による道連れを含む。以下同じ。)を除いてみると、昭和51年は1,202人で、前年(1,300人)より98人減少しており、放火自殺者を除いた場合の火災による死者は、昭和49年以降、わずかながら年々減少を続けてきている。

昭和51年中の火災による損害額は、10月29日の酒田市大火(損害額405億円)により、前年の損害額1,101億4,800万円に比べ508億600万円(46.1%)増の大幅増加となり、1,609億5,400万円にのぼった。1日当たりの損害額は4億4,000万円(前年3億200万円)、火災1件当たりの損害額は258万円(前年177万円)、国民1人当たりの損害額は1,435円(前年993円)となっている。昭和51年の出火原因のうち、失火は4万8,750件(全火災の78.2%)を占めている。失火は火気取扱いの不注意や不始末によるものであり、中でもたばこによるものが8,814件(全火災の14.1%)となっている。次いで多いのがたき火の6,616件(全火災の10.6%)、火あそびの6,247件(全火災の10.0%)である。

2. 出火件数

昭和51年の出火件数は6万2,304件で前年に比べ92件(0.1%)増加し戦後第5位の記録となり、人口1万人当たりの出火件数(以下「出火率」という。)も5.6で戦後第5位となっている。

建物火災は全火災の62%

火災の種類を建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災、航空機火災及びその他の火災の6種類に分類し、その構成比をみると第1表のとおり建物火災が全火災の62.3%で最も高い比率を占めている。次いで、林野火災、車両火災、船舶火災、航空機火災、その他の火災(空地の枯草、

第1表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	昭和51年	昭和50年
建 物 火 災	62.3%	61.8%
林 野 火 災	8.9	8.9
車 両 火 災	4.9	4.9
船 舶 火 災	0.4	0.4
航 空 機 火 災	0.0	0.0
そ の 他 の 火 災	23.5	24.0
計	100.0	100.0

河川敷、看板広告塔等の火災)となっている。前年に比べると、建物火災の構成比は増加し、その他の火災の構成比は減少しており、林野火災、車両火災、船舶火災、航空機火災の構成比はいずれも同じ割合である。

次に、昭和42年以降の火災種別の出火件数の推移をみると、建物火災は昭和49年以降横バイとなっており、林野火災は年毎の変動が激しく、車両火災、船舶火災は減少の傾向を示している。

火災は冬季(1月、2月、12月)に最も多かった

出火件数を四季別にみると、昭和45年以来6年ぶりに冬季が最も多く年間の35.1%を占め、次いで春季の30.5%、秋季の17.8%、夏季の16.6%となっていて、冬季は最も少ない夏季の2倍強である。火災は低温で火気使用率が高く、しかも低温である冬季から春季にかけて多く、高温で火気使用率が低く、しかも高温である夏季に少ないことがはっきりと現われている。また、損害額は秋季が38.6%例年になく大きな割合を占めているが、これは10月29と日の酒田市大火の損害額405億円が含まれているからである。

出火率は全国平均5.6

出火率は全国平均で5.6となっている。昭和51年は10年前の昭和42年に比べて出火率で4%、出火件数で14%上回っている。

保安用品と消火装置

総合防火商社



株式
会社

マルナカ

大阪市北区豊島町25 TEL 371-7777(代)

支店 東京・神戸

第2表 損害額の推移

区分	年別	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
損害額(億円)		532	542	701	833	785	841	1,137	1,123	1,101	1,609
[同上]指数		100	102	132	156	147	158	214	211	207	302
1件当たり損害額(万円)		97	101	123	130	122	144	155	165	177	258
[同上]指数		100	103	126	133	125	148	159	170	181	264

出火件数がこのように増加してきたのは、各種の要因が重なった結果であるが、特に近年、世帯の細分化が進んでいること、また、生活水準の向上に伴って電気・ガス器具等火災危険度の高い耐久消費財の使用が増大していることが一因であると考えられる。

出火率の最高は沖縄県、最低は奈良県

都道府県別の出火件数では、東京都の7,500件が最高で、次いで大阪府、愛知県、神奈川県、兵庫県の順となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数の多いのが注目される。一方、出火件数の少ない方では、奈良県の242件を最少に、次いで鳥取県、和歌山県、佐賀県、福井県の順となっている。都道府県別の出火率は全国平均5.6に対し、最高は沖縄県の9.8、次いで愛知県7.6、三重県7.1、岐阜県7.0であり、反対に低い方では奈良県の2.2を最低に、京都府2.5、和歌川県2.9となっている。

都市と町村の出火率の差は縮少の傾向

出火件数を、大都市、その他の都市、町村別にみると、大都市は総出火件数の20.5% (1万2,778件)、その他の都市では56.4% (3万5,119件)、町村では23.1% (1万4,407件) となっており、総出火件数に対する町村の出火件数の割合が大きくなっている。出火率については、大都市及びその他の都市が例年どおり町村を上回っているものの、その差は年々少なくなっている。なお、大都市のうちでは、大阪市の7.1が最も高く、次いで名古屋市6.9、特別区6.6となっている。

3. 損害額


昭和51年における火災による損害額は、前年に比べ508億600万円(46.1%)増加し1,609億5,400万円となった。この損害額は国民1人当たりでは1,435円(前年993円)、1日当たりでは4億4,000万円(前年3億200万円)、火災1件当たるとしては258万円(前年177万円)となる。このように損害額が大幅に増加しているのは、10月29日に発生した酒田市の大火によるもので、この火災1件だけで対前年増加分(508億600万円)のおよそ8割を占める405億円に及ぶ損害額を出している。火災による損害額及び火災1件当たりの損害額の推移をみると第2表のとおりであり、年々増加の傾向を示している。

4. 死傷者

昭和51年中の火災による死者は1,648人で、前年の1,674人に比べて26人(1.6%)の減少となっている。

更に放火自殺(心中を含む)による死者446人を除く1,202人となり、前年の放火自殺者を除いた死者数1,300人より大幅に減少している。

昭和42年以降の火災による死傷者の推移は、第3表のとおりである。



消防機器の
トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

なお、昭和51年中の火災による死傷者のうち、消防職員及び消防団員の殉職者は6人(前年7人)、負傷者は2,118人(前年1,991人)である。

次に、死者を伴った出火件数をみると、昭和51年は1,410件で、前年に比較し(78件5.2%)減少した。

総出火件数に対する死者を伴った火災の発生率も、前年よりも減少している。

季節と時間帯別の死者発生状況

月別の死者発生状況は、例年、冬季に多く、夏季は少なくなっており、第4表に示すように、暖房器具等を使用する機会の多くなる1月から3月まで、及び12月のわずか4カ月間に全死者数の54.9%に当たる905人が死亡している。

時間帯別に死者の発生状況を見ると、第2図のとおりである。

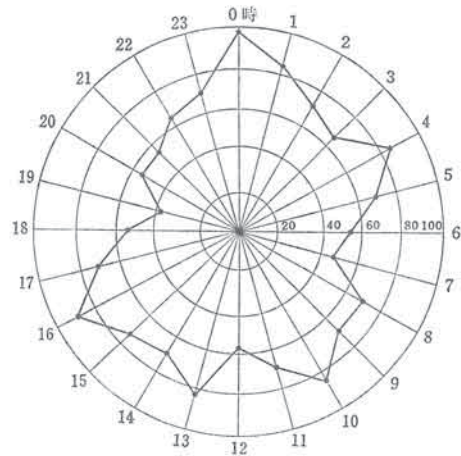
0時台が97人と最も多く、次いで16時台86人、4時台85人となっている。

一方、死者発生のも最少ない時間帯は19時台の39人、次いで7時台の49人となっている。〔次号へ続く〕

第 3 表 火災による死傷者の推移 (昭和42年=100)

年 別 区 分	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
死 者 指 数	1,106	1,160	1,334	1,595	1,483	1,672	1,870	1,646	1,674	1,648
負 傷 指 数	9,370	8,807	9,302	9,725	9,208	9,692	9,789	9,070	8,232	9,365
	100	94	99	104	98	103	104	97	88	100

第 2 図 昭和51年時間帯別死者発生状況



第 4 表 昭和51年月別死傷者発生状況

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死 者	232	210	217	135	97	62	72	60	85	82	150	246	1,648
割 合(%)	14.1	12.7	13.2	8.2	5.9	3.8	4.4	3.6	5.1	5.0	9.1	14.9	100
負 傷 者	1,005	863	942	736	691	467	586	518	460	1,528	618	951	9,365
割 合(%)	10.7	9.2	10.0	7.9	7.4	5.0	6.3	5.5	4.9	16.3	6.6	10.2	100

安全な社会環境づくりに奉仕する

消火器界に一大革命!

ハツタ 粉末消火器
《国家検定合格品》

好評発売中です

消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 **初田製作所** 本社・工場 大阪府枚方市招提田近3-5 〒573 大阪支社 電話 06-473-4871~4
電話 0720-56-1281(代) 堺出張所 電話 0722-21-3444

質 疑 応 答 消防庁通達より

ピリジンの水溶液は (東京都)

(質問) ピリジン水溶液の規制範囲についてご教示願います。

記

ピリジンの水溶液は濃度何パーセント以上を危険物として規制するか。

なお、昭和48年2月6日、当庁消防科学研究所において測定した濃度別の引火点 (密閉式) および燃焼性は別添え資料 (略) のとおりです。

回 答 (49. 1. 7. 予第11号)

ピリジンの水溶液は、当該水溶液に引火点が測定される濃度以上のものを危険物とする。

クリーニングソルベントの取扱いについて (兵庫県)

(質問) クリーニング工場で使用するみだしの危険物の取扱いについて、下記のとおり疑義が生じたので、ご教示願います。

記

- 1. 日本工業規格K2201に定める工業ガソリンは、消防法別表備考第3号イの規定にかかわらず第2石油類として規制してよいか。
- 2. 危険物の規制に関する規則第49条の規定により、前記クリーニングソルベントは、丙種危険物取扱者が取り扱うことができるものと解してよいか。

回 答 (51. 7. 12. 危第23-2号)

1. 設問については、次により承知されたい。
消防法別表備考第3号において、石油類に指定されているガソリン、灯油、軽油及び重油の区分については、次により運用されたい。

- (1) ガソリンとは、日本工業規格 (以下「JIS」という) K2201 (工業ガソリン (4号及び5号該当品を除く。)) 及びK2202 (自動車ガソリン) に該当する物品を、灯油とは、JIS K2203 (灯油) に該当する物品を、軽油とは、JIS K2204 (軽油) に該当する物品を、重油とはJIS K2205 (重油) に該当する物品をそれぞれいうものであること。
- (2) ガソリン、灯油、軽油又は重油の混合物であって上記(1)のいずれの物品にも該当しないものは、引火点に応じて定められている第1石油類、第2石油類、第3石油類又は第4石油類のいずれかの石油類に該当する。

なお、JIS K2204の4号 (ミネラルスピリット) 及び5号 (クリーニングソルベント) に該当する物

品は、いずれも第2石油類に該当する。

2. できない。

マイナス重油の区分 (東京都)

(質問) 消防法別表備考第3号において、石油類の中で名称として掲げている灯油、軽油および重油等の範ちゅうについては、日本工業規格に定める各項目にすべて適合しているもののみ、引火点に関係なく名称でとらえ、それぞれに該当する石油類として規制していたが、日本工業規格に適合しない下記物品については、引火点、流動点等により、それぞれに該当する石油類として規制してよろしいか、ご教示願います。

記

- 1. ミナス重油
- 2. ゲル化した石油類 (灯油、軽油、JP-4)

回 答 (51. 7. 12. 危第23-4号)

- 1. ミナス重油は、第4類第3石油類に該当する。
- 2. ゲル化した灯油、軽油は、第4類第2石油類に、ゲル化したJP-4は、第4類第1石油類に該当する。

合成樹脂、顔料及び溶剤の混合物質について (徳島県)

(質問) 某事業所において、次のような製品を合成皮かく等のつや出し用として使用しているが、これが消防法別表に定める第何石油類に該当するか、次の1及び2のとおり疑義がありますので、ご見解をご教示願います。

記

(成分)	顔 料	3%
	塩化ビニル系樹脂	1%
	メチルエチルケトン	43%
	さく酸エチル	20%
	トルオール	33%

引火点 15°C以下

- 1. 合成樹脂及び顔料を含むのでその濃度にかかわらず危険物の規制に関する規則別表第1により合成樹脂エナメル塗料とし第3石油類に該当する。

この場合、第1石油類に該当する溶剤に極少量の合成樹脂及び顔料を添加すれば第3石油類となる不合理を生じないか。

- 2. 合成樹脂及び顔料の濃度が低い場合は引火点により判断してさつかえないか。

この場合、いかなる濃度から引火点により判断するか。

回 答 (49. 4. 27. 予第65号)

- 1及び2 設問の物品は、第4類第1石油類に該当する。
なお、当該物品は、危険物の規制に関する規則別表第1に掲げる塗料類に該当するものでないので念のため申し添える。

危険物施設の 定期点検

▷定期点検制度とはどういうことですか。

—51年6月に定められた制度で、危険物施設が技術基準に適合しているかどうかを、自主的に点検し、記録し、記録表を保存することです。

▷すべての危険物施設について適用されますか。

—法令に基く点検義務のある施設は次のとおりです。

- 製 造 所 10倍以上か地下タンクを有するもの
- 一 般 取 扱 所 同上(ただし、10倍以上でも、引火点40°C以上のもので容器に詰替えるものは除く)
- 屋 内 貯 蔵 所 150倍以上
- 屋外タンク貯蔵所 200倍以上
- 地下タンク貯蔵所 全部
- 移動タンク貯蔵所 全部
- 屋 外 貯 蔵 所 100倍以上
- 給 油 取 扱 所 地下タンクを有するもの
- 移 送 取 扱 所 (特定は除く)

▷他の施設は点検しなくてもよろしいか。

—前記以外の施設は、法律に基く定期点検の義務はありませんが、すべての危険物施設は、法第12条に基いて技術基準に適合するよう維持しなければならない義務がありますので、当然点検は必要となります。

そこで積極的に消防本部によっては、前記以外の施設についても点検し、記録するよう指導されることがあります。

▷点検の期間は。

—特別に定められるものを除き、1年に1回以上となっています。点検項目によっては当然毎日点検しなければならないものもあり、1年に1回だけ点検すればよい、という意味のものではないと解釈されます。しかし毎日点検の結果を記録することは非常に繁雑でもあり各消防本部によって指導方針が異なるようです。現に大阪市では、目視、作動確認による点検は、3ヶ月に1回記録するように、堺市高石市消防組合本部では施設によっては1ヶ月に1回記録するように、と指導されています。

▷点検は誰れがするのですか。

—点検者は危険物取扱者となっています。危険物取扱者が立会えば他の者が行うこともできます。

▷点検の内容、方法はきまっていますか。



—消防庁の通達で点検項目、方法等が示されているのでこれに基いて行い、記録して下さい。

ただし、上記のうち、製造所、一般取扱所については未だ指針が出ていませんので、当分の間は適当な方法によらざるを得ないと思われます。

▷記録表は何年間保存するのですか。

—3年間です。

▷この制度に違反したときはなにか罰則がありますか。

—違反者には、危険物施設の使用停止処分や10万円以下の罰金があります。

大阪府危険物取扱者試験 甲種と乙種4、近大で

大阪府では昭和52年度第3回目危険物取扱者試験を、甲種と乙種第4類について3月24日、近畿大学で実施することになった。

準備講習は下記のとおり、甲種2会場、乙種7会場で開催する。

- ▷試験日 3月24日 ▷試験場 近畿大学
- ▷願書受付日 3月2日と3日
- ▷願書受付場所 大阪府職員会館

〈お知らせ〉

防油堤の新技术基準 説明会

防油堤に関する技術基準（既設の改修も含む）が通達されましたので、2月下旬説明会を開催します。

受講希望者は電話（531-5910）で、申し込まれたい。

満席の節は締め切ります。（本協会員に限る）

パンフレット 防油堤の運用基準、1部 200円

附録、政令、規則、告示の防油堤基準のばっすいと、旧基準

〈大阪市危険物安全協会〉

危険物取扱者養成講習ご案内

昭和52年度第3回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	1期 2月13日(月)と20日(月)と23日(木)	午前9時30分～4時	大阪府農林会館
	2期 2月16日(木)と22日(水)と28日(火)	〃	〃
乙種	1期 2月15日(水)と2月24日(金)	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
		午後4時～4時30分	岸和田市福祉総合センター (南海岸和田駅東へ5分)
		〃	堺市民会館 (高野線堺東駅ヨリ約8分)
		午後3時30分～4時	茨木市商工会館 (茨木駅ヨリ約13分)
		午後4時～8時30分	毎日文化ホール (地下鉄西梅田駅ヨリ約3分)

所	日時
1市火災予防協会	2月3日(金)14.00～16.00
2危険物防火安全協会	2月3日(金)9.30～11.30
3災害予防協会	2月3日(金)13.00～16.00
4市西防火協力会	2月6日(月)10.00～12.00
門真防火協会	2月6日(月)14.00～16.00
5危険物協会	2月6日(月)13.00～16.00
府危険物安全協会 局	2月9日(木)9.00～16.00